

意匠の国際登録制度
(ハーグ制度) について
〔出願実務〕

令和6年度



特許庁

<目 次>

第1章	ハーグ協定のジュネーブ改正協定の概要	1
第1節	協定成立の経緯	1
1.	ジュネーブ改正協定成立以前	1
2.	ジュネーブ改正協定成立以降	1
第2節	ジュネーブ改正協定の制度概要	2
1.	国際出願の効果	2
2.	国際出願日	2
3.	国際登録	2
4.	国際登録日	2
5.	国際登録簿	3
6.	国際公表	3
7.	国際登録の効果の拒絶	3
8.	国際登録に関する変更	3
9.	国際登録の存続期間	3
第3節	ジュネーブ改正協定に基づく国際出願のメリット	4
1.	手続の簡素化	4
2.	容易な書類作成	4
3.	権利管理の簡便化	4
4.	経費の削減	4
5.	迅速な審査	5
第4節	各国への出願と国際出願との手続比較	6
第5節	ジュネーブ改正協定の規定概要	7
1.	序 [協定1条から2条]	7
2.	第1章 国際出願及び国際登録 [協定3条から18条]	7
3.	第2章 管理規定 [協定19条から24条]	7
4.	第3章 改正及び修正 [協定25条から26条]	7
5.	第4章 最終規定 [協定27条から34条]	8

第2章 国際出願の手続	9
第1節 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願手続の原則	9
1. 国際出願の方法	9
2. 国際出願の出願人	9
3. 国際出願の言語	10
第2節 国際出願の願書【DM/1】の作成	10
1. 様式	10
2. 続葉(CONTINUATION SHEET)	11
3. 願書【DM/1】の記載要領	11
第3節 複製物の作成	21
1. 複製物の形式	21
2. 意匠の表現	22
3. ガイダンス	23
4. 見本の提出	23
第4節 ANNEX I ～V の作成	23
1. ANNEX I	24
2. ANNEX II	24
3. ANNEX III	25
4. ANNEX IV	25
5. ANNEX V	26
第5節 国際事務局による方式審査と不備の補正	26
1. 国際事務局による方式審査	26
2. 補正の期限	26
3. 補正書提出先	27
第3章 日本国特許庁を通じた国際出願	28
第1節 国際登録出願の出願人適格	28
第2節 国際登録出願の手続	28
1. 提出が必要な書類	28

2. 提出方法	30
第3節 送付手数料の補正	30
1. 手数料補正指令	30
2. 補正の期間	30
3. 補正の方法	30
4. 補正が行われた場合	31
5. 補正が行われない場合	31
第4節 過誤納の手数料の返還	31
1. 返還の請求期間	31
2. 返還の請求方法	31
第4章 国際事務局に対する主な手続	32
第1節 所有権の変更の記録の請求【DM/2】	32
1. 手続の概要	32
2. 【DM/2】の記載要領	33
第2節 限定の記録の請求【DM/3】	35
1. 手続の概要	35
2. 【DM/3】の記載要領	36
第3節 国際登録の更新【DM/4】	37
1. 手続の概要	37
2. 【DM/4】の記載要領	38
第4節 放棄の記録の請求【DM/5】	40
1. 手続の概要	40
2. 【DM/5】の記載要領	41
第5節 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/6】	41
1. 手続の概要	41
2. 【DM/6】の記載要領	42

第6節 代理人の選任【DM/7】	42
第7節 代理人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求【DM/8】	43
第8節 代理人の選任の記録の取消し【DM/9】	43
第9節 更正の請求	44
第5章 国際事務局へ納付する手数料	45
第1節 国際事務局へ納付する手数料の額	45
1. 国際出願の手数料	45
2. 国際登録の更新の請求の手数料	47
3. 所有権の変更の記録の請求の手数料	47
4. 名義人の氏名(名称)及び/又は住所(居所)の変更の 記録の請求の手数料	47
5. 放棄の記録の請求の手数料	47
6. 限定の記録の請求の手数料	48
第2節 手数料の納付方法	48
1. 納付の方法と留意点	48
2. 外国送金に関する注意事項	49
第3節 国際事務局による手数料の払戻し	50
1. 不備が補正されない場合の手数料の払戻し	50
2. 過誤納の手数料の返還	51
第4節 国際事務局から指定締約国への送金	51
第6章 指定官庁としての日本国特許庁における手続	52
第1節 日本国特許庁(指定官庁)における手続の概要	52
第2節 意匠登録出願との取扱いの違い	54
1. 国際登録簿の記録事項と国際意匠登録出願の出願 内容の関係	54

2. 国際登録簿の記録事項の変更と特許庁における取扱い	56
3. 秘密意匠制度の不適用	56
4. 関連意匠制度	57
第3節 日本国特許庁への手続の原則	58
1. 日本国特許庁への手続開始時期	58
2. 意匠ごとの手続	58
3. 手続の方法	58
4. 代理人による手続	60
5. 手続の却下と補正指令	65
第4節 日本国特許庁への具体的手続	69
1. 新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合 の手続	69
2. パリ条約等による優先権を主張する場合の手続	72
3. 手続の補正	75
4. 意見書	88
5. 特徴記載書	90
6. 過誤納の手数料等の返還の請求	92
7. 個別指定手数料の返還の請求	95
8. その他の手続書類 (上申書、協議の結果届、期間延長請求書、 早期審査に関する事情説明書)	98
第5節 審判	106
1. 拒絶査定不服審判、補正却下決定不服審判	106
2. 無効審判	111
第6節 登録	113
1. 意匠権の設定の登録	113
2. 意匠登録証	113
3. 国際登録を基礎とした意匠権に関する特例	113
第7節 意匠公報の発行	117
第8節 手続書類等の閲覧・交付・証明の請求	118

1. 閲覧及び交付の請求	118
2. 証明の請求	121

【国際事務局へ行う手続の様式】

1. 国際出願の願書【DM/1】	125
2. ANNEX I～V	179

【参 考 資 料】

1. ハーグ協定の締約国一覧	202
2. ハーグ協定指定手数料一覧表	204
3. 国際事務局へ納付する手数料一覧	208
4. 意匠公報＜見本＞	210
5. 優先権証明書提出に関するリマインダー通知＜見本＞	211

【用語等の説明】

このテキストにおいて用いる主な用語は次のとおりです。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定		協定
ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則		規則
ハーグ協定に係る出願のための実施細則		細則
特許法		特法
特許法施行規則		特施規
意匠法		意法
意匠法施行規則		意施規
意匠登録令		意登令
意匠登録令施行規則		意登施規
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律		特例法
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則		例施規
特許法等関係手数料令		手数料令

2024 年 1 月 1 日より、それまで電子申請ができなかった書類について、出願ソフトを利用し PDF 形式で提出することができるようになりました。この新たな申請の仕方を「**電子特殊申請**」と呼びます。

本書でも電子特殊申請による手続についての注意は記載しておりますが、詳細については、以下のウェブサイトもご参照ください。

申請手続のデジタル化について

(https://www.jpo.go.jp/system/laws/sesaku/shinsei_digitalize.html)

意匠の国際出願（ハーグ）における電子特殊申請について

(https://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tetuzuki/hague_digitalize.html)

対象手続の例：

国際出願手続	・国際登録出願願書 DM／1
指定国段階手続	・手続補正書 ・代理人受任届 ・優先権証明書提出書 ・意見書 など

＜本テキストの内容に関するお問い合わせ先＞
特許庁国際意匠・商標出願室 ハーグ担当
電話：０３－３５８１－１１０１ 内線２６８３

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。